

金沢市の自転車施策

金沢市まちなか自転車利用環境向上計画

「はしる」…自転車通行空間整備の方針

- 自転車走行空間の安全性を図る



自転車通行空間の整備

- 自転車の利用ニーズが高い路線や事故の危険性が高い路線などの条件から路線を抽出し、各路線の道路交通状況や連続性確保などの観点を踏まえ、ネットワークとして設定
- 道路交通法上、自転車が通行すべき「車道の左側橋」を路面表示等により明示

「とめる」…駐輪環境整備の方針

- 便利で使いやすい駐輪環境の創出を図る



サイクル・アンド・ライド

- まちなかへの自動車流入を抑制し、公共交通（電車・バス）の利用を促進するため、自転車で駅・バス停に来て公共交通に乗り換えるシステム
- 郊外の鉄道・バス停周辺に駐輪場を整備

「つかう」…自転車利用推進の方針

- 公共交通としての自転車利用推進を図る



公共レンタサイクルまちなか

- 無人で自転車を貸出・返却できる「サイクルポート」を21カ所設置
- 「まちなか」事務局でも自転車の貸出・返却が可能（有人対応）
- 概ね300m間隔で配置
- 鉄道駅や主要観光施設・公共施設に配置



「まもる」…ルール・マナー向上の方針

- 自転車利用者のルール遵守・マナーアップを図る

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例改正（平成30年4月1日施行）

条例改正のポイント

1. 自転車は車両であることを明記
2. 自転車損害賠償保険加入義務化
3. 乗車用ヘルメット着用促進
4. 防犯対策（防犯登録・施錠）

など

